

岡山県養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付要綱

令和 4年3月18日 子家第779号

(趣旨)

第1条 知事は、ひとり親の養育費確保を図り、経済的自立を促すため、岡山県内の町村（福祉事務所を設置している町村を除く。以下同じ。）に住所を有するひとり親に対し、養育費に関する公正証書等を作成する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親 児童を監護する配偶者のいない母又は父
- (2) 公正証書等 強制執行認諾約款を付記した公正証書、確定判決、調停調書その他の養育費に関する債務名義を有する文書

(対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、交付申請時において、ひとり親であつて、岡山県内の町村に住所を有し、次の受給要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者又は同程度の所得水準にある者
- (2) 養育費の取決めに係る公正証書等の作成に係る経費を負担した者
- (3) 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- (4) 養育費の取決めの対象となる児童を現に監護している者
- (5) 過去に養育費の取決めに交わした同内容の文書で補助金を交付されていない者

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、養育費の取決めに係る公正証書等の作成に要する次に掲げる経費のうち、補助金の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）が負担した経費とする。

- (1) 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に規定する公証人手数料（養育費以外の法律行為のみの手数料は除く。）

(2) 家庭裁判所の養育費請求調停及び夫婦関係調整調停(離婚)申し立て又は裁判に要する収入印紙代(離婚請求及び養育費請求の費用に限る)、その他戸籍謄本等添付書類取得費用(養育費に関連するものに限る)及び連絡用の郵便切手代等

2 補助金の額は、前項に定める補助対象経費の合計額とし、3万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 申請者は、養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、公正証書等を作成した日から6か月以内に知事に提出するものとする。ただし、期限までに提出することが出来ない合理的な理由があると知事が認めた場合は、この限りではない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し(原則として1ヶ月以内に交付されたもの)

(2) 児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当受給者の場合に限る。)、又は当該対象者の前年(1月から5月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(様式第2号「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

(3) 補助対象経費の領収書等の写し

(4) 養育費に係る公正証書等の写し

(5) その他、知事が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 知事は申請受理後、提出のあった申請書及び必要書類について速やかに審査を行い、交付の可否及び補助金額について決定する。

2 知事は、交付を行うことを決定したときは、申請者に対し養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

3 知事は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めた

ときは、理由を付して、養育費に関する公正証書等作成支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第7条 前条第2項により交付の決定を受けた申請者は、養育費に関する公正証書等作成支援補助金請求書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項による請求を受けた日の翌日から起算して概ね30日以内に申請書に記載された口座に補助金を振り込み、交付するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付の申請をしたが、規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付の決定を受けた日から起算して10日以内とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。